

『第三次東大和市子ども読書活動推進計画』の素案に対するパブリックコメントを実施します。

東大和市では、平成25年に「東大和市子ども読書活動推進計画（平成25年度～平成29年度）」、平成30年に「第二次東大和市子ども読書活動推進計画（平成30年度～令和4年度）」を策定しました。

その計画期間が令和4年度末で終了することから、令和5（2023）年度からの「第三次東大和市子ども読書活動推進計画」（以下「本計画」といいます。）を策定することとします。

このたび、本計画の素案を取りまとめましたので、お知らせするとともに、皆様から広く意見をいただくため、次の方法でパブリックコメントを実施します。

1 第三次東大和市子ども読書活動推進計画策定の目的

家庭、地域、学校、図書館等の機関や施設における読書活動への取組を体系化し、関係機関が相互に連携して東大和市のすべての子どもたちの読書活動を支援し推進することを目的とし策定します。

2 素案の内容

第三次東大和市子ども読書活動推進計画素案

3 素案の概要

第1章 策定にあたっての基本的な考え方

- 1 第三次東大和市子ども読書活動推進計画の目的
- 2 計画の位置付け
- 3 子ども読書活動推進の意義
- 4 国の動向
- 5 都の動向
- 6 計画の対象
- 7 計画の期間
- 8 計画策定体制と策定方法
- 9 SDGsと計画の関連

第2章 読書活動の現状と課題

- 1 第一次及び第二次東大和市子ども読書活動推進計画の実績
- 2 個人・関係団体へのアンケート調査
- 3 東大和市の子ども読書活動の現状と課題

第3章 子ども読書活動推進のための具体的な取組

- 1 基本目標
- 2 家庭・地域
- 3 学校
- 4 市立図書館
- 5 子どもの読書活動を支える人たち
- 6 計画の進行管理

4 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 当該施策に利害関係があると認められる個人
- (7) 当該施策に利害関係があると認められる法人等

5 意見の提出期間

令和4年11月1日（火）から令和4年11月30日（水）まで（必着）

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントへの意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

6 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市立図書館ホームページ
- (2) 文書閲覧：中央図書館、桜が丘図書館、清原図書館

7 意見の提出先、方法及び提出様式

(1) 提出先

教育部中央図書館

(2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・書面の持参
- ・郵送 〒207-0015 東大和市中心 3-930 東大和市立中央図書館宛て
- ・FAX 042-564-2425
- ・電子メール chuo@lib.higashiyamato.tokyo.jp

- ・ロゴフォーム（QRコードをスマートフォン等で読み取るか、記載のアドレスからアクセスしてください。）



<https://logoform.jp/form/VfYv/156661>

（3）提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しております。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

- ア 市内在住の個人：住所及び氏名
- イ 市内に事業所等を有する個人：事業所の名称、所在地及び氏名
- ウ 市内に事業所等を有する法人等：事業所等の名称、所在地、団体名、及び代表者氏名
- エ 市内在勤の個人：勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名
- オ 市内在学の個人：在学する学校の名称、所在地及び氏名
- カ 当該施策に利害関係があると認められる個人：利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名
- キ 当該施策に利害関係があると認められる法人等：利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

8 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、令和5年1月末までに東大和市立図書館ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

9 注意事項

電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。また、意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。